

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) 本員選出はフロッグより二名宛及び正副議長を加えた八名とすることに
異議ないものと認めその通り選出する

能川地区	高橋彦市	森田幸一
福生	田村祐一	村尾四郎
本町	瀬古清一	渡井明
正副議長	田村利一	森田誠重

一 議長(田村利一) 右の通り決定してよいが

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) 都市計画審議会委員は異議ないものと認め以上のよう決定する

日程第十九 陳情書の受理について

一 議長(田村利一) 秋川漁業組合より福生町営汚物処理場より放出される汚物のため漁民が
が汚染され漁客が減少するのでこれに対し補償を陳情するものと、汚物処理場の臭気
を排除されたいという南内出町会からの陳情との二つが提出されている

一 書記(上野重勝) 朗読

読

一 議長(田村利一) この二つの陳情については先程の協議会でも審議された通り、
本員会で研究してから採択すること、厚生委員会に付託してよいが

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) それでは秋川漁業協同組合及び南内出地区より出た陳情書は厚生委
員会で検討されるように付託する

一 議長(田村利一) 次に町会長協議会より役員手当並に事務費の増額について申請書が
出ているので審議願いたい

一 書記(上野重勝) 朗読

一 議長(田村利一) これについても先程協議会で審議されたように総額十二万円の半額を平
等割とし半額を世帯割として交付すること、よくか

異議なしの声多数

一 議長(田村利一) それでは本件は事務費を年額十二万円の増額し半分を平手割、後
の半分も世帯割として交付することに決定する

一 議長(田村利一) 次に日程二十一の一部事務組合の議員の任期についてオ十一番議員より
異議あり任期について申合事項として二年と云うこと、なっていること、よくか

事録に明記されているが如何するか

でもよい

一オ土番(山下幸三)二年と云うより引續いてやりは期中と云ふことが望ましい

一議長(田村利一)オ六番 オ十一番 議員の提案につき要談の有無を向う

要談なしの事多し

一議長(田村利一)それでは各一部事務組合の議員の任期はそれ／＼議員の任期中といたします

一議長(田村利一)今日の談事日程も全部終了した旨告げる

署名 議員 選挙

一議長(田村利一)署名 議員の選挙は通例により指名推薦により議長が指名する旨を会談に諮り全会一致指名推薦と決定する

一議長(田村利一)九の者も指名し一名毎に会談に諮り全会一致決定する

オ十三番 森田誠重 オ十三番 並木 秀 オ十四番 清水五市

右会談の顛末を記録し相違ないことを認めるため署名する

昭和三十三年九月十三日

福生町談会

議長 田村利一

議員 森田誠重

議員 並木 秀

議員 清水五市



福生町議会全員協議会々議録

一昭和三十一年九月十三日午後四時三十分より協議会も福生町役場に開催した

(オ五回臨時会休憩中)

一出席の議員は左の通りである

オ五回臨時会を欠席したオ一番村尾種吉 オ二番高橋三郎、オ三番大久保一郎

(中途退場)を除く各議員

一会議事件説明の出席したものは左の通りである

オ五回臨時会に出席した町長以下全員

一書記

上野重勝 町田悟二

一議長(田村利一)午後四時三十分協議会を開催する旨を告げる

一福生町都市計画審議会条例の制定について

一議長(田村利一)本件も提案する

一議長(田村利一)本会議で向題となったオ九条の会長が幹事を任命するか町長が任命

するかにつき意見を問う

一オス番(米泉 薫) 私は会長が任命するで差支えないと思う。

一オ三番(田村祐一) この系例による審議会は町長の諮問に対し審議会の意見も各申する
と云う諮問機関であるから町長が会長と云うことは変則と思う。都に於ては知事が会長
であるから云うことからはその儘にありぬれてきたものかと考へる。特殊事情だからどうもよい

一オ九番(石川信義) 私はオ五系に会長は町長とするところがあるが、原案で差支えないと思う。

一オ二番(渡井 明) オ三系により審議会がオ五名で構成されそれが出来てからあとのこと
であるから原案で差支えないと思う。

一オ三番(森田誠重) 原案で差支えないと思う。

一オ三番(中西虎雄) オ八系の可否半数で決する云うはどうか。

一オ五番(米泉 薫) 運営上は全会一致がよいがこれはこのまゝでよい。

一オ三番(田村祐一) 運営の上でどうした行方をすることによいと思うが規則の上ではど
うかと思ふ。

一オ三番(中西虎雄) 専向委員にはどのような人を選命するか。

一町長(秋山誠一) いわゆる本町の専向家であつて都市計画を進めて行くのに都では全
体的な建直しをしようとしているが専向家はいろいろないと合理的なものと云ふない

そこで東京都市計画協議会に依頼し更に全口的なものでして日本都市計画協議会
があるがこれ等の機構を通じて専向家を出してもらい具体的計画を立てる上は色々
指導してもらふことになる。こちらの担当者は東京農学部助教授横山光雄氏を
推薦されている。補助員には都の都市計画部の取員なることになる。

一町長(田村祐一) 現在の委員会はどうなるか
一町長(秋山誠一) 申合せのなものでこれが出来れば解散する。

一議長(田村祐一) 本件につき要議の有無を問う
要議なしの事多し

一議長(田村祐一) 本件は要議なしものと認め原案通り決定する旨を告げる
一都市計画審議会委員の選任につて

一議長(田村祐一) 都市計画審議会の委員を選出されたいか方法はどうか
一町長(秋山誠一) 議会の委員は建設委員を主体とするものと希望するが毎年変ると都

合の悪いことになるから長い期間お願ひしたい。又運営上から議長副議長建設委員
長は是非委員に入れて載きたい

一議長(田村祐一) 町長より希望意見があつたかどうかとするか

一オ士番(田村祐一)正副議長を合し各ブロックへ振り
ればよいのではないか。任期は議員の任期が一年半残っているだけなので文書と云う
こともないと思う。

一オ士番(高橋彦市)建設委員長はブロックの選出に合め各ブロックより二名宛選出する
ことがよいと考える。

一オ士番(山下幸三)正副議長を別にして残り二名を抽せんとしてはどうか。

一議長(田村利一)選出は正副議長及び各ブロックより二名宛選出で異議なき
異議なしの事多し

一議長(田村利一)各ブロックより二名選出に異議ないと認めブロック別に選出すること
決定する。選出する間休憩する。

休憩 四時四十分より 五時十分

一議長(田村利一)再開を告げる

一議長(田村利一)左記の通り各ブロックより二名宛選出を願ったがこれに正副議長
を加えた八名をもって都市計画審議会委員を決定してよいか
異議なしの事多数

一議長(田村利一)都市計画審議会委員は左記入名と決定して異議ないものと認め
左記入名と決定する

熊川地区	高橋彦市	森田幸一
福生地区	田村祐一	村尾四郎
本町地区	瀬古清光	渡井明
正副議長	田村利一	森田誠重

一陳情書の受理について

一議長(田村利一)秋川農業組合から福生町常汚物処理場より放出される汚物のた
め演技が汚染され演客が減少するのでこれに対し補償を陳情するものと汚
物処理場の臭気も防除されたいと云う南出町会よりの陳情との二つが出て
来ている。

一書記(上野重助)朗読

一オ士番(田村祐一)二つの陳情書は同一の性質のものであるから同時に審議されたい

更試をしようあり

一試 長オキ一審議員の提案については更試をしようものと認め同時に審議されたい

一町 長、秋山誠一、漁業組合の関係について先般秋リ漁業協同組合の秋多支部、熊川支部の方が見え、福生汚物処理場の問題で非常に困っている」と申入があった。どうゆう臭い色々と聞いてみたが、「川臭が死ぬと云うことはないが組合としては毎年鮎喰をやつて利益を上げてきたのに今年はお客が来ない。これは処理場がある関係で来ない」と云うものである。これについて福生町におき何とかが考えてもらいたい」と云うので、金程度の三万円位を相談のつてもよいと申上げられたところ、それでは組合員が承知しないのでまた相談してくると云う話であった。

その後加住の組合の人と一語も見え百円位賞いたいか町のオも大変であるから半額の五十万円でもいいから補償してもらいたいと云うことであつた。私としてはそんな大金を確たる理由もなしにはお世をいよく検討調査をするとうことと歸つてもらつた。もう一つの件は南又が内出地との関係者からの陳情で処理場の臭、臭かひどく何とか善処されたいと云う意味のものであります。そこで厚生委員会でも現場と視察し改善すべき所は改善をしようとうことになつた。

汚物処理場の従前の関係も申上げると汚水も薄めるポンプの力が弱く充分の力がないので更に一台新しいポンプを取り替へることとした。又瀑気槽の一部が漏れてあつた。その箇所の漏水も止り廃水路の関係もコンクリートで固めた。それから崖下の流れ出る箇所は草がぼう／＼となつていたのでこれも刈り取つたので流れるのに又障はなくなつた。又先程も申上げたがポンプについては汚水ポンプと清水ポンプが一諸にあるとうよくないのを専向のポンプ屋に見せてもらい設備は完了している。

又処理場の周囲に樹木を植え全体を清潔にするようにも考えている。汚物の処理量についても現在少し多過ぎるのではないかと云うので都の清掃本部に流したものの検査をしてもらい滅菌成績を検査すると同時に今後の問題について指示をせられると云う話になつてゐる。検査結果についても悪くはないと思つた。又一番問題となるのは瀑気槽でこれに屋根をのけておくと云うことについても専向家の立場で研究してやるから時間の余裕をもらいたいと云う話になつてゐる。

一オ主審(田村祐一) 七月頃昭島市において当町の処理場の問題となつたと云う話を聞いたが処理場から出たものが科学的見地よりどの程度であるか又臭臭はどの程度なのか発表を願いたい。町としてもこれに対して手段を考えるべきであるがその方法は如何

泳入郎氏の酒倉の方まで臭ってくる。又夜の八時頃臭く感じるとも云っている。

一オ八番(西村光人) この件については先日の厚生委員会が現地をみたが、オ一番に考えられ
ることは汚物の投入口が広すぎる、これを狭めてはどうか。又曝気槽の臭気は付くはず
しいと思はれるので、一応ガラス張の家を造り、曝気槽を包むようにしたらどうか。

一オ一五番(山下幸三) 先日現地をみてきたが臭気は非常に甚しい。問題は入番議員のよう
通り、曝気槽であるから、これを包み煙突を立て、臭気を上空に放出するのによいでは
ないか。

又漁業組合の関係では町長が補償金を出さなかつた云々ことは適切である。例え
ばこれを出したと云うことでは福吉町の汚物処理場の欠点があると云うことを認めた結果
になる。

一オ一六番(高橋彦市) いずれにせよ設計内容が完全であるならばそれ程臭くはないと思う。
あの周辺の臭気は問題外である。技術的な面で確認をして実施してほしかった。

一オ一四番(瀬古清亮) この問題は由々しいことである。原因は水の量が少いのではないか。

登泉申すも一平堀で処置し、近隣の人達が迷惑しないようにすることが常軌的

な問題である。先ずもって汚物の投入口を最小限に小さくし、廃水も水を多く使つてや
るなりはそんなに臭くならない。味取をしてもらう方は、機械で臭い非常に臭んで
いるが拾てる側の住民に非常な迷惑をかける云々ことは憂慮に堪えない。この問題に
ついては最大の予算を組んで解決に努力されたい。

一オ一三番(中西虎彦) オ一四番議員の発言の通りこれは計画設計の誤りで現状で臭気と消
すのは困難である。衛生と云う大きな見地から根本的な計画を立て完全な浄化槽と
なすよう願いたい。

漁業組合の関係については清掃本部の資料で得た結論を基にしたい。
一オ七番(中森与一) 八番、三番の意見がそれ、述べられたがこの問題を解決するには
他の市町村の同様なもので視察しその結果において解決策を図りたい。

一オ一五番(山下幸三) 立川、葛西見町の処理場の臭気の問題では完全とは云えない。

一オ一八番(西村光人) 臭気の問題も完全に消すと云うことは難しいので、最小限に止めるには如
何にするか至急対策を研究されたい。

一オ一九番(石川信義) 臭気の問題は曝気槽にあるか、一、二年で処理場を閉鎖すると云うこと
も出来ないので先程も協議決定とした都市計画審議会も出来ることであるし、これ等

とかつみ合せて完全なものに仕上げる」と云う方針が進めたい。

一 才四番（瀬古清盛）奥多摩町の処理場はその后どうなっているか伺いたい。

一 民正議長（橋本孝也）処理場は閉鎖して現在では山の奥の方へ移して、いと南にしている。

一 才三番（田村祐一）西陳情書について議論は出来ないか如何にするか。

一 議長（田村利一）議員各位の意見を基とし西陳情書については厚生委員会が研究を

して試くと云うことはいたいがどうか。

異議なしの多数

一 議長（田村利一）それでは秋川漁業組合及び市内より出された陳情書については厚生委員会が研究をすると云うことで厚生委員会に付託と決定する。

一 議長（田村利一）町会長協議会より「役員手当並に事務費増額申請書」が提出されているので提案する。

一言 記（上野重勝）朗読

一 町長（秋山誠一）町会長協議会の代表者から出された手当の増額並に事務費の増額について申請であるが、役員手当は条例で現定されて増額するわけにはいかぬ。

事務費も増額することと主眼とした。

総務委員会においては町会長手当はそのまゝとし事務費を増額したと云うことになつてあり、支給方法については従来平等であつたが世帯の少ない町会もあるので最低のところでも現在額を下らないようような方法を考えたいと云うことであつた。

そこで総額を十二万円とし半額を均等割、残りの半額を世帯割で支給する方法につき更に総務委員会の決裁を得てある。

一 議長（田村利一）本日総務委員長は欠席し副委員長は前面欠席してしたので替つて才十番、副議長に経過の説明を願いたい。

一 才十番（設楽美知）総務委員長に代り経過の報告を行う。

町会長の手当並に事務費の増額申請については、唯今町長説明の通り、手当はそのまゝとし事務費を増額することとし均等割及び世帯割によるあん分した世帯割によることが適切な方法と考えられたので、総務委員会は諒承した次第である。

一 才三番（田村祐一）世帯数によるあん分は細かく計算されるか、支給の時期は何時か。

一 町長（秋山誠一）従来は町会の手当については月額により、事務費については年額により支給されてきた。今回の事務費については現在の状態により更に来年度以降は四

尚細かい端紙に於ては四指五入一之や。

一談長(田村利一)本件について更議たふしが

異、談ふしの声多し

一議 長（田村利一）町会長手当並に事務費の増額申請については手当は増額せず、事務費に於いて増額十二万円の半額を均等割、半額を世帯割として増額又給すること
に決定する。

一談、長（田村利一）協議会を終了する上を告げる。

了
午後之時

一
一

永	田	165	2500	2350	4750	
長	一	110	2500	1500	4000	
長	=	150	2500	2050	4550	
加	一	125	2500	1700	4200	
加	=	165	2500	2250	4750	
本	一	170	2500	2350	4850	
本	=	165	2500	2250	4750	
本	=	110	2500	1500	4000	
本	四	100	2500	1400	3900	
本	五	85	2500	1300	3800	
本	六	14	2500	2100	4600	
本	七	230	2500	3150	4650	
本	八	375	2500	4400	7900	
+		4350	60000	60000	130000	

